

低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領

1 目的

低価格で落札された建設工事については、請負者側にも、その現場に配置する技術者を増員して現場管理体制を強化するよう求めることにより、請負契約の適正な履行と工物品質の確保を図るものである。

2 対象工事

- (1) 一般競争入札に付する建設工事
- (2) 指名競争入札に付する建設工事のうち、予定価格が、建築一般で6千万円・その他3千万円以上のもの
- (3) その他町長が必要と認める工事

3 低価格落札者の義務

- (1) 対象工事ごとに定める増員基準価格（工事の現場に配置する技術者の増員を求める基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者（共同企業体として落札した場合にあっては、その構成員のいずれか（当該共同企業体が分担施工方式の場合にあっては、その構成員の全員）とする。）は、当該工事の施工中その現場に、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号に掲げる者であって、当該工事の工種に応じて別に定める条件を備えるものに限る。）を1名追加して専任で配置しなければならない。この場合、その配置される者は、当該建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（追加技術者調書（別記様式）の提出日の3ヶ月以上前から継続している者をいう。）がある者でなければならない。
- (2) 対象工事の調達公告又は指名通知においては、その入札参加資格として、(1)に定める事項を明記するものとする。

4 増員基準価格の設定

増員基準価格は、最低制限価格以上予定価格の10分の8.5以下の範囲内で、当該工事の内容を勘案して町長が決定する。

5 落札者の決定手続

- (1) 入札を執行する職員は、増員基準価格を下回る価格で入札した者がある場合は落札を保留し、その場で全ての増員対象業者に追加技術者調書（別記様式）の提出を求めるものとする。
- (2) 追加技術者調書を提出しない増員対象業者は失格とする。
- (3) 確認の結果、適当と判断された増員対象業者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者（その者が複数ある場合にあっては、その中からクジにより選定された者）を落札者とする。

6 主任技術者等選任（変更）通知

5の(3)により落札者となった場合には、琴浦町建設工事執行規則（平成16年琴浦町規則第132号）第31条に定める主任技術者等選任（変更）通知に準じた書類を提出する。

なお、専任された技術者は、退職・入院等特別な理由のない限り変更は認めない。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から適用する。

追加技術者調書

会社名： _____

配置予定技術者の氏名		1 (_____)	2 (_____)
継続雇用期間		年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～提出日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～提出日)
(資格の名称) 交付年月日 交付番号		(_____) 昭和・平成 年 月 日 交付番号 (_____)	(_____) 昭和・平成 年 月 日 交付番号 (_____)
申請時における他工事の従事状況等	工事名		
	発注機関名		
	工期		
	従事役職		
	本工事を落札した場合の対応処置等		
備考		監理技術者資格者証(建設業の種類：) 交付年月日 昭和・平成 年 月 日 交付番号 (_____)	監理技術者資格者証(建設業の種類：) 交付年月日 昭和・平成 年 月 日 交付番号 (_____)

備考

- 追加予定技術者は、2名まで記載することができる。
(建設工事入札参加資格審査申請書の職員調書に氏名が記載されていること。)
- 継続雇用期間には、現在の雇用に至る年月を記載するとともに、監理技術者資格者証(裏面を含む。)又は健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- (資格の名称)は、追加技術者調書を提出する該当工事の調達公告又は指名通知において求められる資格を記入(例：一級 施工管理技士、 技能士等)し、資格を有することを証する書面の写しを添付すること。
- 監理技術者資格者証の交付を受けている者にとっては、備考欄に交付番号等を記載すること。
- 追加技術者調書提出にあたり、特記事項があれば、備考欄に記載すること。